
法定福利費の内訳を明示した 「標準見積書」策定について

<要約解説>

—法定福利費の算出手順と標記基準—

第4版
2017年7月
社会保険料率を修正しました

1. 社会保険未加入対策としての背景

国土交通省と建設業4団体の取組・課題

適切な
賃金UP

社会保険
加入UP

施工能力
UP

工事品質
UP

- 技能労働者の確保・育成
- 公共工事労務単価の引上げ
- 教育訓練機能の強化(インフラ)

処遇改善⇒若年入職者の増加

主な専門工事団体	対応決議	ポイント
①日本建設業連合会	25年4月～	・25年9月26日一斉活用申合せ ・26年8月1日国直轄工事指導強化 ・29年度本格稼動
②全国建設業協会	25年4月～	
③全国中小建設業協会	25年5月～	
④建設産業専門団体連合会	25年6月～	

キッチンバス工業会見解

2014年 国土交通省、厚生労働省で推進する建設現場の『技能労働者』の社会保険等未加入対策に関連建設業工事団体として協働して貢献する。

2. 社会保険未加入対策と法定福利費の確保について

キッチン・バスの取付・設置に関し、建設業種区分を含む工事請負として見積を提出する場合の書式及び解説資料を『法定福利費の内訳を明示した「標準見積書」と法定福利費の算出手順について』として作成した。

国土交通省の動き

「建設技能労働者の社会保険未加入対策」の一環として、加入原資となる法定福利費を確保するための対策が国土交通省にて推進されている。

社会保険等未加入対策の全体像 国土交通省

現状

- 特に年金、医療、雇用保険に未加入の企業が存在【企業別】3保険とも未加入している割合 90.9%【労働者別】元請80.0%、1次80.0%、2次51.9%、3次4.9% <H25.10迄企業別社会保険未加入調査>

課題

- 技能労働者の処遇の低さが、の存続に不可欠な技術の蓄積を妨げ、
- 適正に法定福利費を負担する公正な競争環境。

推進協議会の設置 (第3回 H25.9.26実施)

行政によるチェック・指導

- <H24.7~> ○経営事項審査における減点値の拡大

直轄工事における対策

- <H26.8~> ○社会保険等未加入建設企業に対する指導監督を強化。○元請企業及び下請代金の総額が3千万円以上の工事における一次下請企業

下請企業への指導 (下請指導ガイドライン)

- <H24.11~> ○協力会社・施工現場に対する問合わせや加入状況の定期把握、加入指導。○下請企業の選定時に、加入状況の確認・指導。選定も平成29年度以降は、未加入企業を工請企業に選定しない取扱いとする。○2次以下についても、確認・指導。○定期加入者の受け入れに際し、適切な保険加入させるよう下請企業に指導。選定も平成29年度以降は、加入が確認出来ない作業員の現場入場を認めない取扱いとするべき。等

法定福利費の確保 (直轄工事の予定価格への社会保険等への加入原資となる法定福利費を適切に確保するための積算の活用等により法定福利費を内訳明示した見積書の活用を開始(第3回社会保険未加入対策推進協議会(H25.9.26)において))

公共・民間発注者

法定福利費の流れ

① 公共・民間発注者
② 元請企業
③ 下請企業
④ 労働者

法定福利費確保のイメージ

公共・民間発注者
労働者 ← 下請企業 ← 元請企業

目指す姿

実施後5年(平成29年度以降)を目標に、企業単位では許可業者の加入率100%、労働者単位では無選定相当の加入状況を目指す。

これにより、
○技能労働者の処遇の向上、建設産業の持続的な発展に必要な人材の確保
○法定福利費を適正に負担する企業による公平で健全な競争環境の構築 を実現

その一環として2013年9月より、建設業に関連する各専門工事業団体ごとに作成した「標準見積書」の元請企業への提出が開始されている。

標準見積書を活用した法定福利費の確保 国土交通省

社会保険等への加入原資となる法定福利費を適切に確保するため、各専門工事業団体が作成した標準見積書の活用等により法定福利費を内訳明示した見積書の元請企業から元請企業への提出を平成25年9月末から一斉に開始(第3回社会保険未加入対策推進協議会(H25.9.26)において申し合わせ)。

1. 問題意識

- 技能労働者の保険加入を進めるためには、法定福利費の確保が重要。
- これまでの取引慣行では、**トン単価や平米単価による見積りが一般的**で、法定福利費がどのようになっているのかが下請も把握できていない。
- このため、見積りに当たって従来の**総額単価**だけでなく、その中に含まれる**法定福利費の内訳を明示**することで、**必要な法定福利費を確保**する。

2. 関係者の取組

【発注者】

- 直轄工事においては、**土木工事の現場管理費率式や建築工事の積算単価・市場単価(事業主負担分)、公共工事設計労務単価(本人負担分)**において、**労働者単位の社会保険料を予定価格に反映**。
- 国交省や総合工事業団体から、他省庁、地方公共団体、民間発注者等に対して、法定福利費を含む適正価格での発注を要請。

【元請企業】

- 専門工業者等に、**法定福利費が内訳明示された見積書の提出**を要請するとともに、提出された場合は尊重し、**適切な法定福利費を支払い**。

【下請企業】

- 標準見積書(専門工事業団体作成)の活用等により、**法定福利費が内訳明示された見積書を元請企業に提出**。
- 技能労働者を必要な保険に加入**させる。

イメージ

公共発注者 民間発注者

予定価格への反映
適正価格での発注
法定福利費

法定福利費を内訳に明示。

各専門工事業団体(下請)ごとに統一ルールを作成。

元請企業にも標準見積書での提出指示を働きかけ。

2014年8月以降、国土交通省直轄3000万円以上工事は1次下請業者を社会保険等加入業者に限定。

⇒**今後、標準見積書の活用拡大と現場規制が想定される。**

今後、キッチン・バスの取付・設置においても、工事請負としての見積提出の際に、元請企業より法定福利費の内訳明示を求められる可能性もあるため、キッチン・バス取付・設置に対応する「標準見積書」(書式例及び算出手順解説書)の作成を行い公開した。

3. キッチン・バス工業会の標準見積書

ポイント① 対象は

- 対象は「工事請負契約書」で行う建設工事物件
 - ・公共工事、マンション等の民間工事物件
 - ・単なる「物品売買契約」(売買契約)の場合は対象とならない。
- ※キッチン・バス工業会の材工販売ガイドラインを参照

キッチン・バス工業会ガイドライン
(2008年から公開運用)参照 ⇒

<http://www.kitchen-bath.jp/public/zaikou/20081014gaidolain.pdf>

ポイント② 法定福利費と算出式は

- 標準見積書に明示する負担区分(内容)は
.....「事業主」が負担する法定福利費
個人事業主、就労系形態で保険加入の義務が変わるが、
見積では「100%」と見なし表示する。

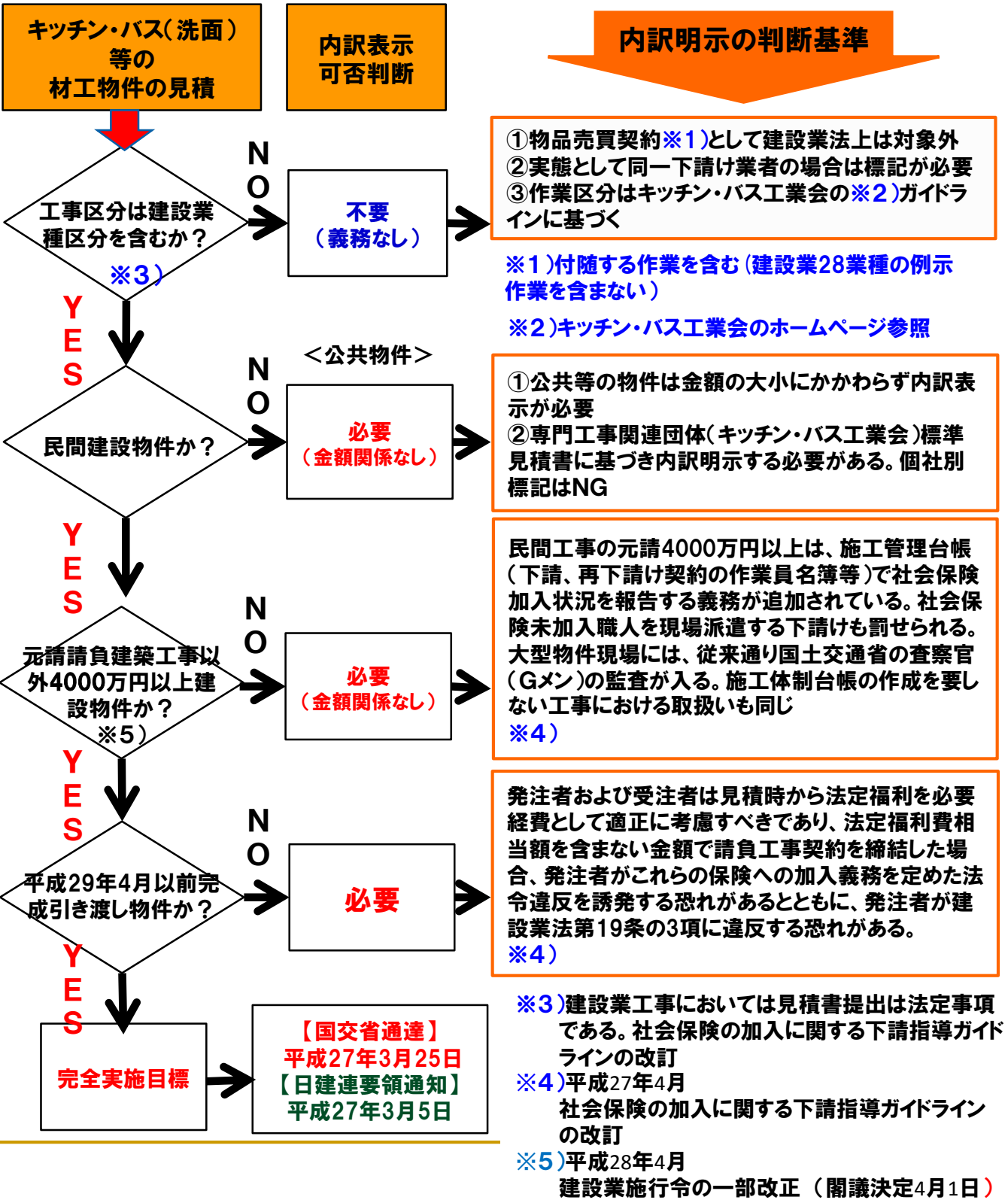
- キッチン・バス工業会で下記の算出式で標準化した。

$$\text{法定福利費} = \text{工事費} \times \text{労務比率} \times \text{事業主負担社会保険料率} \times \text{社会保険加入率}$$

- 社会保険加入率は、介護保険52%、他100%と見なす。
- 法定福利費の算出式(標準ルール)

$$\text{法定福利費} = \text{工事費} \times 71\% \times 15.51\%$$

ポイント③ 法定福利費内訳明示と適用基準は



4. 推進スケジュール計画

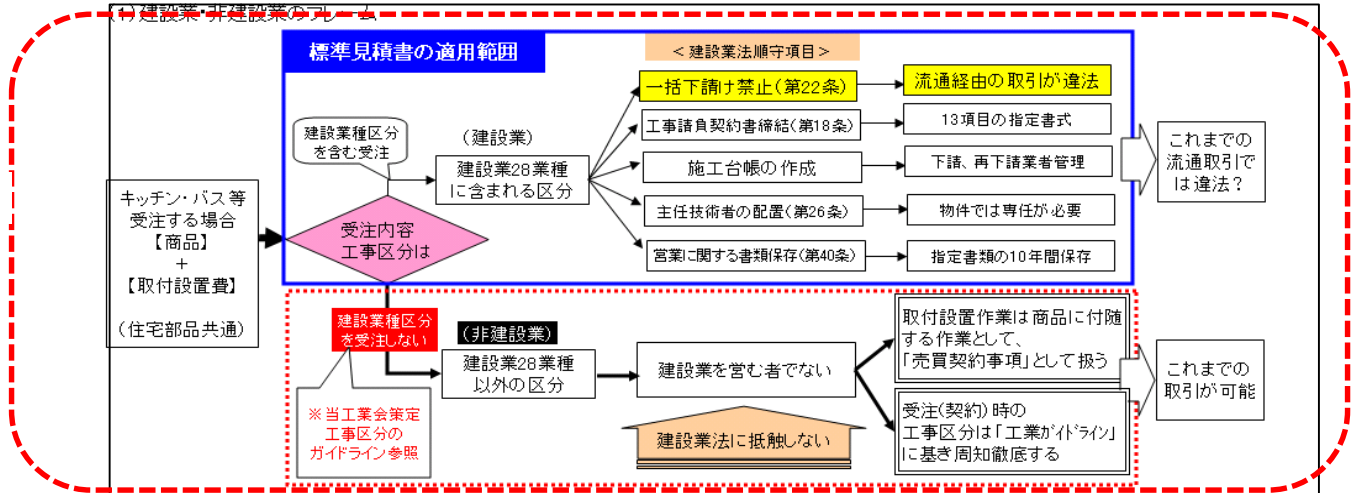


5. 標準見積書の適用範囲と表示内容

国土交通省の公開資料、また他業種における標準見積書を参考とし、『法定福利費の内訳を明示した「標準見積書」と法定福利費の算出手順について』を作成した。
 なお、キッチン・バス取付・設置にあたっては、2008年キッチン・バス工業会作成「改正建設業法に関するガイドライン」にもとづき、受注内容・工事区分によって契約形態が異なるため、建設業種区分を含む「工事請負契約」に関する見積を対象を限定した。

適用範囲

改正建設業法に関するキッチン・バス工業会のガイドライン(行動指針)より



【出典】改正建設業法に関する業界の取組及び周知・徹底について(2008.9 キッチン・バス工業会)

標準見積書の書式

御見積書

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 御中

下記のとおりに御見積申し上げます。

御見積金額	A	円
法定福利費	B	円
消費税	$C = (A+B) \times \text{消費税率}$	円
合計金額	A+B+C	円

表示義務

法定福利費の内訳

名称	種類	保険料率	加入率	金額(円)	備考
法定福利費 事業主負担額	雇用保険	0.8%	100%	000,000	
	健康保険	4.955%	100%	000,000	全国健康保険協会・東京支部の場合
	介護保険	0.825%	53.2%	000,000	加入率は全国健康保険協会・H26年度事業年報より
	厚生年金保険	9.091%	100%	000,000	
	子ども・子育て拠出金	0.23%	100%	000,000	
計				00,000,000	B

今後の活動予定

当該資料を工業会ホームページにて公開し、会員各社への元請からの提出要請に応じ活用できるように継続周知する。なお「標準見積書」の活用は、まだ建設業界全体でも始まったばかりであり、今後の行政及び建設業界の動向を注視する。

以上